

カトリック東舞鶴教会 小教区評議会規約

1. カトリック東舞鶴小教区評議会

1-1 名称

本会は「カトリック東舞鶴小教区評議会」と称する。

1-2 評議会の目的

「カトリック東舞鶴小教区評議会」は、小教区がカトリックの普遍教会、および京都司教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になるという『共同宣教司牧』の目的のために資する運営を行う。

1-3 評議会の主宰

「カトリック東舞鶴小教区評議会」は京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰する。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

1-4 評議員

「カトリック東舞鶴小教区評議会」の評議員は次のものによって構成される

- ① 信徒の代表として選出された「役員」
- ② 各部会の代表者
- ③ その他担当司祭団が必要と認めた者

1-5 評議会の会合

小教区評議会の会合はブロック担当司祭団の招集により、原則として毎月1回開催される。「役員」以外の評議員は、評議会欠席にあたっては、可能な限り、所属の部会あるいは所属の任意団体の中より代理の者を選任し委任しなければならない。

1-6 評議会の成立

評議会は当該年度評議員の3分の2以上の出席(代理者の出席を含む)により「成立」し、議事内容および決議事項が有効であると認められる。

1-7 評議会の審議事項

「カトリック東舞鶴小教区評議会」は小教区の運営活動全般について審議する。

- ① 小教区の宣教司牧に関する基本方針(長期・短期)の作成。
- ② 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定。
- ③ 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認。
- ④ 各種部会、任意団体・グループ等の設置や改変。

- ⑤ 「小教区評議会規約」の変更。
- ⑥ その他重要事項。

1-8 審議決定と承認

審議は出席者の合議により行う。審議の結論を出すにあたっては、福音の精神による対話をもって行う。決定事項は、ブロック担当司祭団の承認を経て、実行される。「カトリック東舞鶴小教区評議会」は小教区の最高決議機関であり、審議決定事項は「小教区総会」の承認を得る必要はない。

2. 役員

2-1 役員の仕事

- ①小教区信徒の代表者としての役割を担い、ブロックや地区協議会など外部機関との会合協議、連絡、合同行事推進などの任にあたる。
- ②「小教区評議会」の会合の準備、議事運営を行う。
- ③主日ミサでの信徒への「お知らせ」を行う

2-2 役員の定数

役員の定数は2名以上とする。

2-3 役員の任期

役員の任期は2年とする。

(※小教区の役員任期満了後も、ブロック役員の任にある場合は、ブロックの任期満了および改選まで引き続いてその任に当たる)

2-4 役員の選出

役員の選出は、ブロック担当司祭団および前年度の評議員による合議推薦により行う。選出された役員は、ブロック担当司祭団が任命する。

3. 部会

3-1 部会の位置付け

カトリック東舞鶴小教区に設置される各部会は小教区における重要不可欠な活動の実行主体である。したがって、各部会は評議会で決定された事項を、その方針に則り、分担・推進・執行する。

3-2 カトリック東舞鶴小教区に設置する部会

カトリック東舞鶴小教区には、「教育部」「典礼部」「財務部」「施設管理部」「広報部」の5つの部会を設置する。各部会の業務分掌は別に定めて公示する。

3-3 会計監査

カトリック東舞鶴小教区には会計監査を司祭団の指名により複数名置く。

3-4 部会代表者

それぞれの部会には、担当活動の推進まとめ役として部会代表者を置く。

3-5 部会代表者の定数

部会代表者の定数は1～2名とする。

3-6 部会代表者の任期

部会代表者の任期は2年とする。翌期(2年)に連続する再任も可能とする。

3-7 部会代表者の選出

部会代表者の選出はブロック担当司祭団および前年度の評議員による合議推薦により行う。

選出された部会代表者は、ブロック担当司祭団の「任命」により、着任する。

部会代表者は「カトリック東舞鶴小教区評議会」に評議員として派遣される。

3-8 部会への参加

財務部以外の部会への加入は公募とする。

財務部の奉仕メンバーに関しては、ブロック担当司祭団と当該年度の評議員の相談により選出し、司祭団が指名する。

4. 任意団体

4-1 カトリック東舞鶴小教区には任意団体として「総務・婦人部」を置く。「総務・婦人部」の業務分掌については別に定めて公示する。

4-2 総務・婦人部の代表は複数名を選出し、担当司祭団の承認を得て、評議員として評議会に派遣される。

5. 担当

5-1 カトリック東舞鶴小教区には部会以外に以下の担当を置く。いずれも任期2年、次期連続再任可とする。選出は前年度評議会の合議による指名とし、ブロック司祭団の承認を受ける。

① 国際協力委員（数名）

6. カトリック東舞鶴小教区総会

6-1 小教区総会

カトリック東舞鶴小教区では、毎年1回(1月～2月の時期に)信徒全員が参加する「カトリック東舞鶴小教区総会」を開催する。「カトリック東舞鶴小教区総会」の招集はブロック担当司祭団がこれを行う。

6-2 小教区総会の内容

「カトリック東舞鶴小教区総会」では以下の事項を行う。

- ① 前年度活動の報告
- ② 前年度会計決算の報告 (報告担当「財務部代表」)
- ③ 前年度会計監査の報告 (報告担当「会計監査委員」)
- ④ 上記前年度活動および会計決算報告・監査報告についての質疑応答
- ⑤ 新年度活動計画の周知広報
- ⑥ 新年度予算の周知広報 (報告担当「財務部代表」)
- ⑦ 上記新年度活動計画および予算についての質疑応答、意見交換

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発行 2008年1月1日

付記 本規約の変更は、教区司教の認可を受けた2010年1月18日に発効する。

2010年1月18日

+ ハウに大塚喜真

